



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行

目次 (*については県例規集掲載事項)	(取扱課室名)	ページ
○ 規則		
*2 和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則	(障害福祉課)	1
○ 告示		
151 保安林の指定の解除予定	(森林整備課)	3
152 保安林予定森林	(")	4
153 "	(")	4
154 "	(")	4
155 "	(")	5
156 "	(")	5
157 車両制限令による道路の指定	(道路保全課)	6
158 一般競争入札による落札者の決定	(総務事務集中課)	6

規 則

和歌山県規則第2号

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則の一部を改正する規則

和歌山県福祉のまちづくり条例施行規則(平成9年和歌山県規則第15号)の一部を次のように改正する。

別表第1建築物の部1の項中「第5条第12項」を「第5条第13項」に、「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に、「すべて」を「全て」に改め、同部2の項から10の項まで、16の項から18の項まで、20の項及び22の項から25の項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同表建築物以外の公共交通機関の施設の部、道路の部、公園の部及び建築物以外の駐車場の部中「すべて」を「全て」に改める。

別表第2の第1の表1の項中「車いす使用者が利用」を「車椅子を使用している者(以下「車椅子使用者」という。)が利用」に、「車いすを使用している者(以下「車いす使用者」という。)」を「車椅子使用者」に、「車いす使用者が通過」を「車椅子使用者が通過」に改め、同表2の項中「車いすの」を「車椅子の」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に、「専ら車いす使用者」を「専ら車椅子使用者」に改め、同表4の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用駐車区画」を「車椅子使用者用駐車区画」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「奥行き内法^{のり}は」を「奥行きは内法^{のり}」に改め、同表5の項中「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「乳幼児用いす」を「乳幼児用椅子」に改め、同表6の項中「車いす使用者用駐車区画」を「車椅子使用者用駐車区画」に、「車いす使用者用で」を「車椅子使用者用で」に改め、同表7の項中「車いす使用者用駐車区画」を「車椅子使用者用駐車区画」に、「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に、「車いすの」を「車椅子の」に改め、同表8の項中「車いす使用者用」を「車椅子使用者用」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に改め、同表9の項中「車いす使用者」を「車椅子

子使用者」に改め、同表10の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表13の項中「いす」を「椅子」に改め、同表18の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に改め、同表19の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、同表20の項中「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」に、「車いす使用者用駐車区画」を「車椅子使用者用駐車区画」に改め、別表第2の第2の表1の項中「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者その他」を「車椅子使用者その他」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いすの」を「車椅子の」に、「車いすが」を「車椅子が」に改め、同表5の項、8の項、11の項及び12の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、別表第2の第4の表1の項及び2の項中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改め、別表第2の第5の表中「車いす使用者用駐車区画を」を「車椅子使用者用駐車区画を」に、「車いす使用者用駐車区画は」を「車椅子使用者用駐車区画は」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす使用者用で」を「車椅子使用者用で」に、「障害者のための国際シンボルマークを車いす使用者用駐車区画の床面に塗装表示する」を「駐車区画の車体用スペース床面に青色の塗装を行うとともに、障害者のための国際シンボルマークを白色で表示する」に、「車いす使用者用駐車区画の標識」を「車椅子使用者用駐車区画の標識」に、「車いす使用者用駐車区画へ」を「車椅子使用者用駐車区画へ」に、「車いす使用者用駐車区画に」を「車椅子使用者用駐車区画に」に改める。

別表第3中「車いす使用者」を「車椅子使用者」に改める。

別表第4中「車いす使用者用便所」を「車椅子使用者用便所」に改める。

別記第3号様式中「新築・増築」を「新築・新設・増築」に、「車いす使用者用昇降機」を「車椅子使用者用昇降機」に、「車いす使用者が」を「車椅子使用者が」に、「車いす転回スペース」を「車椅子転回スペース」に、「車いす使用者用駐車区画設置数」を「車椅子使用者用駐車区画設置数」に、「車いす使用者用駐車区画は」を「車椅子使用者用駐車区画は」に改め、「近い位置に設置」の次に「(屋根又はひさしを設けるために、やむを得ず距離が長くなる場合を除く。)」を加え、「車いす使用者用駐車区画の表示」を「車椅子使用者用駐車区画の表示(全駐車台数が5以上の場合は、以下(ア)及び(イ)に記入)」に、「障害者のための国際シンボルマークの塗装表示」を「駐車区画の車体用スペースの床面の青色塗装及び障害者のための国際シンボルマークの白色塗装表示」に、「車いす使用者用駐車区画の標識」を「車椅子使用者用駐車区画の標識」に、「車いすが」を「車椅子が」に、「床面積は、1.83㎡」を「間

口は、内140cm」に、「車いすの」を「車椅子の」に、

- (2) 用途面積が1,000㎡以上、2,000㎡未満の公共除く。)又は用途面積が1,000㎡以上の共同住宅設置(有の場合は、以下アからエまでに記入。た階を除く。)の床面積が500㎡以下の場合は、ウ及ア
- ア かがの間口は、105cm以上
- イ かがの奥行きは、135cm以上
- ウ かが内には、停止階、現在位置の表示装置
- エ かが及び昇降路の出入口の幅は、内80cm以上

的施設(共同住宅にエレベーターのだし、最大階(避難びエのみ記入)	有	無
	適	否
	適	否
	適	否

を

- (2) 用途面積が2,000㎡未満の公共的施設(共同住宅同住宅にエレベーターの設置(有の場合は、以下ア入)
- ア かがの間口は、内85cm以上
- イ かがの奥行きは、内135cm以上
- ウ かが内には、停止階、現在位置の表示装置
- エ かが及び昇降路の出入口の幅は、内80cm以上
- オ かが内に鏡の設置

- (3) 直接地上へ通ずる出入口がない階を有し、避難者のいない公共的施設で用途面積が2,000㎡未満の除く。)にエレベーターを設置しない場合の受付、の設置(直接地上へ通ずる出入口を有する階に他

サービス等を障害者、高齢者等が享受することがある場合を除く。) (有の場合は、以下ア及びイに記す。1の項(1)に定める構造の敷地内の通路から利用可能なインターホン等を設ける場合においては、車に使用できる構造であること。

を除く。)又は共 からオまでに記	有	無
	適	否
	適	否
	有	無
	適	否
	適	否
階に常時勤務する もの(共同住宅を インターホン等 の階で提供される できる措置を講ず 入) 用できること。 椅子使用者が容易	有	無
	適	否
	適	否

に、「車いす使用者用便房」を「車椅子使用者用便房」

に、「車いす使用者の」を「車椅子使用者の」に、「車いす使用者用便所」を「車椅子使用者用便所」に、「床置き」を「床置きその他これに類する」に、「劇場・映画等又は」を「劇場・映画館等及び」に、「1,000㎡以上の施設及び集会場等・」を「1,000㎡以上のもの並びに集会場等及び」に、「1,000㎡以上の施設のみ以下ア及びイに記入」を「1,000㎡以上のものに便所を設ける場合のみ以下ア及びイに記入。ただし、通常乳幼児を連れて利用されることのないものについては、この限りでない。」に、「乳幼児用いす」を「乳幼児用椅子」に、「10,000㎡以上の施設及び集会場等・」を「2,000㎡以上のもの並びに集会場等及び」に、「10,000㎡以上の施設のみ」を「2,000㎡以上のものに便所を設ける場合又は50㎡以上の公衆用便所を新築等する場合のみ」に、「車いす使用者用観覧席」を「車椅子使用者用観覧席」に、「車いす使用者用の」を「車椅子使用者用の」に、「車いす使用者用浴室」を「車椅子使用者用浴室」に、「劇場・映画館等又は」を「劇場・映画館等及び」に、「5,000㎡以上の施設及び集会所等・」を「5,000㎡以上のもの並びに集会場等及び」に、「ためのいす」を「ための椅子」に、「車いす使用者その他の」を「車椅子使用者その他の」に、「車いすの回転」を「車椅子の回転」に、「車いすが転回」を「車椅子が転回」に、「車いす使用者用駐車区画に」を「車椅子使用者用駐車区画に」に改める。

別記第4号様式中「車いす」を「車椅子」に改める。

別記第7号様式及び別記第9号様式中「新築・増築」を「新築・新設・増築」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「知的障害児施設、知的障害児通園施設、盲ろうあ児施設、肢体不自由児施設及び重症心身障害児施設」を「障害児入所施設及び児童発達支援センター」に改める部分に限る。）は、平成24年4月1日から施行する。

告 示

和歌山県告示第151号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 解除予定保安林の所在場所 東牟婁郡串本町串本字片江生1727の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 魚つき
- 3 解除の理由 道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び東牟婁振興局並びに串本町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第152号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市秋津川字西前1261の1
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第153号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町温川字桑畑677の1(次の図に示す部分に限る。)
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第154号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字森1148
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第155号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町高原字下谷69の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第156号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

- 1 保安林予定森林の所在場所 田辺市中辺路町石船字鍛冶屋303（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を和歌山県庁及び西牟婁振興局並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

和歌山県告示第157号

車両制限令（昭和36年政令第265号）第3条第1項第3号の規定に基づき、道路の構造の保全及び交通の危険の防止上支障がないと認める道路を次のとおり指定する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 指定する道路の路線名及び区間

路線名	区間
主要地方道 新和歌浦梅原線	和歌山市西浜1019番地先から和歌山市加納町48番地先まで
一般県道 和歌山海南線	和歌山市手平5丁目36番25号先から和歌山市小雑賀607番1地先まで

2 指定する期日 平成24年4月1日

和歌山県告示第158号

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運營業務委託契約について、一般競争入札により落札者を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達の特例を定める規則（平成7年和歌山県規則第107号）第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成24年2月28日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

1 落札に係る特定役務の名称及び数量

平成23～28年度和歌山県物品電子調達システムiDC設備賃貸借及び管理運營業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

和歌山県会計局総務事務集中課
和歌山市小松原通一丁目1番地

3 落札者を決定した日

平成24年1月5日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社サイバーリンクス
和歌山県和歌山市紀三井寺849-3

5 落札金額

38,983,459円（うち消費税及び地方消費税の額1,856,355円）

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 特例政令第6条の公告を行った日

平成23年11月22日